

平成16年度

第4回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成16年8月5日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表 半貫 光芳 委員 綱川 秀二 委員 小林 睦男 委員

稲葉 守久 委員 坂本 弘子 委員 増淵 昭一 委員

寺内 千嘉子 委員

保険医・ 中田 功 委員 亀卦川 良宣 委員 星 紀彦 委員

保険薬剤師代表 小林 豊 委員 高橋 映夫 委員

公益代表 荒川 恒男 委員 大貫 隆久 委員 尾本 秀史 委員

山田 雅子 委員 峰岸 欣子 委員

(以上17名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表 中田 敏良 委員 菱沼 昌之 委員

公益代表 山本 正人 委員 篠崎 光男 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 小森谷 広 委員

沖杉 栄 委員

(以上7名)

5 出席職員

市民生活部長 横堀 杉生 市民生活部次長 高野 房三

国保年金課長 増淵 明 国保年金課補佐 大嶋 幸夫

保険給付係長 戸田 悦夫 保険税係長 相沢 良一

収 納 係 長 塩 田 進 管理係総括主査 栃 木 邦 雄

保険税係総括主査 篠 崎 龍 夫 保険給付係主任主事 平 山 隆 史

保 険 税 係 主 査 服 部 純 子

6 会議録署名人 寺 内 千 嘉 子 委員 星 紀 彦 委員 (議 長 指 名)

7 付議事項

協議事項 「国民健康保険事業の健全な財政運営について」

(開 会 午 後 3 時)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から平成 16 年度、第 4 回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず始めに、会長に挨拶をお願いいたします。

【会 長】 国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回の会議におきまして、市長から「国民健康保険事業の健全な財政運営について」諮問があり、当協議会としても、このことにつきまして協議を始めたところでございます。

本日は、事務局から「試算案」が示される予定でありますので、引き続き活発なご意見ををお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶といたします。よろしく願います。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、これより会議に入りますが、本協議会の議長につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第 4 条の規定により、会長が会議の議長となりますので、大貫会長に会議の進行をお願いいたします。

【議 長】 それでは早速，会議次第に従いまして議事を進めて参ります。

まず始めに，事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 報告いたします。

本協議会の定数は，24 名であります，本日，出席されている委員は，18 名でありますので，宇都宮市国民健康保険規則第 8 条の規定による半数以上の委員の出席に該当し，会議の定足数を満たしておりますので，本会議が成立することをご報告いたします。

【議 長】 次に，会議録署名人の選出に移りますが，議長の外 2 名は，議長に一任とさせていただきますこととし，寺内委員と星委員にお願いしたいと思いますが，よろしいでしょうか。

（委員より「異議なし。」の声）

【議 長】 それでは，議事に入ります。本日は市長から諮問のありました「国民健康保険特別会計の財政状況について」引き続き協議することといたします。

始めに，前回の会議におきまして，委員から提出を求められた資料につきまして，事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは，前回の会議で求められました資料につきまして，ご説明いたします。

まず始めに，滞納状況を検証するための所得別，年齢別を組み合わせ，滞納状況が分かる資料というご要望につきまして，報告事項 1 - 1 をご覧下さい。

平成 15 年度現年度分の年齢別所得階層別世帯の滞納状況であります。全体といたしまして，課税世帯 9 万件のうち約 2 万件，20%の世帯が滞納しているという状況であります。所得階層別に見ますと，やはり所得のない世帯が 27%と大きくなっており，他では 300 万円以下が 20%を超えておりますが，あとは 10%台となっております。

その中で青く色が染めてある部分が，滞納世帯が 30%以上あるところではありますが，

所得階層では 400 万円以下，年齢階層では 40 歳までのところが該当しております。その次にこれをグラフにしたものを載せてありますが，30 万円未満のところは所得なしの部分に比べて少なくなっており，この部分が 6 割，4 割の軽減がかかっている世帯であります。

次に報告事項 1 - 2 についてであります。平成 15 年度の現年度分全体としては，約 22 億円，約 15% が滞納となっております。滞納額の割合が 30% 以上の部分を青，滞納額が 1 億円以上の部分を赤で染めております。50 歳から 59 歳が赤い部分が多くなっておりますが，この世代では約 6 億 8 千万円の滞納があります。その次にこの表をグラフにしたものを載せております。

次に報告事項 1 - 3 についてであります。これは只今ご説明いたしました表の内容から，1 世帯あたりの平均滞納額を示したものであります。滞納額が 30 万円以上を青，同じく 40 万円以上を赤で染めておりますが，特に赤く染めてある部分につきましては，賦課限度額がほとんど 59 万円の部分であり，そのうちの 40 万円が滞納になっているということで，世帯数としては少ないのですが，滞納額としては多くなっております。今年度におきましては，このあたりを中心に滞納処分を強化していきたいと考えております。

次に報告事項 2 の，中核市における一般会計からの繰り入れ状況についてであります。職員給与費，一般事務費，出産一時金の 2 / 3 相当分などの法定分以外の繰り入れ状況をまとめたものであります。法廷外の繰り入れを実施しておりますのは，中核市 35 市中 31 市で，平均繰入額は約 6 億 5 千万円となっております。その内訳といたしまして，一般会計からの補助金的な意味での財政補填につきましては，13 市で実施しております。その平均が約 7 億 8 千万円となっております。特定疾患への 10 割の保険給付などの市単独事業への支援につきましては，17 市で実施しており，法定分以外の出産一時金補助は 3 市，葬祭費の補助は 6 市，人間ドックなどの保健事業に

つきましては7市で実施しております。また、災害や所得の急激な減少などに対する保険税の減免についての補填は15市で実施しております。その他の繰り入れといたしましては、宇都宮市で実施しております全期前納報奨金などの納税奨励費に対するものなどであります。

次に、報告事項3の中核市における平成16年度当初賦課状況についてであります。まず、当初賦課の医療費分につきましては、所得割の30市の平均が8.74%であります。金沢市など5市では市民税所得割に対する税率となっております。そのために税率がかなり高くなっております。次に資産割につきましては、これを実施していない中核市が35市中22市ありまして、実施している13市の平均が25.4%となっております。また、均等割につきましては、平均が約2万5千円、平等割につきましては記載のとおりとなっております。次に、賦課限度額についてであります。医療分が53万円となっている市が30市、介護分が8万円となっている市が27市あります。次に、前回の会議で質問のありました応能応益割合についてであります。医療分で45%以上となっている市が25市、介護分では27市となっております。次に、医療分、介護分の1世帯あたりと1人当たりの賦課額及びその平均を載せてありますが、その隣の欄の順位につきましては、上位5位までと下位5位までを示しております。金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、報告事項4につきましては、前回の会議で質問のありました、収納率が高く口座振替率の低い都市の分析を行ったものであります。収納率が90%以上で口座振替率が宇都宮市と同程度の都市を選んでおります。税方式と料方式の区分では、鹿児島市といわき市以外が料方式を採用しております。料方式においては、滞納繰越分が2年で時効になりますが、税方式では5年ということで、その分多く滞納整理を行っております。そのような理由から収納率では料方式のほうが高くなる傾向にあるものと思われまます。まず、高松市につきましては、嘱託員による徴収の比率が8.77%とかな

り高くなっております。鹿児島市といわき市につきましては、納税組合による納付の比率がそれぞれ 21%、10%と高くなっております。各都市に照会をいたしましたところ、市の方針として、現年度分を優先的に徴収しているということで、特に税方式を採用している都市では、過年度分の収納率が 1 桁となっているのに対し、宇都宮市では、20.78%と高い収納率となっております。それから、口座振替につきましては、宇都宮市では口座振替率が 40.4%と他都市よりは高いものの、自主納付の占める比率が低くなっております。

最後に、報告事項 5 につきましては、これも前回の会議で質問のありました、保険税の滞納理由の分析を行った資料であります。滞納整理を行った中で 100 件について無作為抽出をいたしましたが、所得なしの世帯では、リストラによる失業が 40 件、病気やけがのため無収入となった、年金以外の収入がない、借金返済の負担が大きい、住宅ローンや教育費の負担が大きいといった理由が挙がっております。その他の中には、自己破産や母子家庭で出産・育児等のため職につけないなどの理由が挙がっております。所得 30 万円から 300 万円につきましては、自営業不振による収入減、パート・アルバイト等による収入減、借金返済等となっております。

以上が、前回の会議で求められました資料についての説明であります。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。

只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問はございますか。

【中田（功）委員】 まず、報告事項 2 で、川越市、船橋市や相模原市などでは、一般会計繰入金法定外分が極端に多くなっていますが、これはどういうことなのかということなのでしょうか。

次に、報告事項 5 で、病気やけがなどの費用のために保険税を滞納するということについて、これは保険に入っていないために費用が払えないということなのですか。保険に入っていれば、費用は減ると思うのですが。

【事務局】 初めに報告事項 2 につきましては、これは、その市の考え方といたしますが、方針によるものであります。次に、報告事項 5 につきましては、国民健康保険の資格はあるものの、病院の費用がかさんでしまったために、保険税の納付までは回らないということだと思われま。

【中田（功）委員】 報告事項 2 の内容は今の説明ではよく分からないのですが、繰入額が 1 桁多い都市は、基本的には考え方が違っていて、法定分以外の繰り入れがあるのではと思うのですが、そのところを伺いたいのですが。

【事務局】 その部分につきましては、私どもといたしましても聞きたかったところなのですが、政治的な判断が入っているということ推測するだけで、先方に聞けなかったところでありま。

【中田（功）委員】 数字だけを並べられても、なぜそうなったのかという分析がないと、議論が先に進まないと思いま。

【荒川委員】 一般会計繰り入れについてですが、平成 14 年度の鹿児島市では 21 億円、長崎市では今年度では 844 万円ですが昨年度では約 9 億円となっておりますが、比較すると大きく減っているのですが、その理由について分かれば教えていただきたい。

【事務局】 申し訳ありませんが、14 年度までは調査しておりませ。

【半貫委員】 報告事項 1 の中で、世代別、所得別にグラフ等を使って細かく分析し、これらにあわせた収納率向上策について、具体的にお聞かせいただきたい。これについては、どのような理由で払えないのかという数字以外の部分で、いろいろと対策が講じられるのではないかと思いま。

次に、報告事項 4 について、口座振替加入率、口座振替率と収納率とはどのような関係があるのかということだ。宇都宮市よりも口座振替率が低いにもかかわらず収納率が高いところがあるというのは、口座振替の加入を一生懸命お願いしても、その効果については疑問がありま。このことをどのように考えているのかについても伺

いたいと思います。

【事務局】 まず、報告事項1についてですが、これを見ますと、所得なしあるいは所得が30万円から100万円の方が、金額としては多くはないのですが、数としてはかなりあり、そういう方については、一つには納税意識の問題もあろうかとは思いますが、昨年と比較して収入がかなり落ち込んだ方も相当おります。そこで、納税相談等の実施によりいろいろと事情を聞きながら、納めやすい環境づくりを行うことも必要であるということで、今年度におきましても、年6回の休日納税相談を実施しているところであります。その一方で、数としては多くはないのですが、滞納額の多い層に対しましては、昨年度は約100件の滞納処分を実施しましたが、今年度におきましては、これをさらに拡大し、約500件の滞納処分を前提にした滞納整理を行っていきたいと考えております。

次に、報告事項4については、税方式を採用している都市と料方式を採用している都市があるわけですが、料方式では現年度、過年度合わせて3年度分ですが、税方式では過年度分だけで5年度分があるため、各都市に電話照会したところでは、現年度分を中心に納めていただいているという方針であるとのことでした。この点につきましては、宇都宮市でも研究が必要であろうと考えております。また、口座振替加入の勧奨につきましても、高額課税世帯や自主納付であっても滞納のない世帯にしぼって行うなど、口座の数そのものを増やすというよりも、振替率を高くするするような取り組みも必要であると考えております。

【半貫委員】 私が伺いたいのは、宇都宮市は他都市と比べて口座振替率が高いのに、それが収納率の高さとは必ずしも結びついていないので、口座振替の推進は必要ないのではないかということです。つまり、この資料を見る限りでは、収納率を上げるための対策は口座振替にこだわらずに行ったほうがよいのではないかということです。税方式よりも料方式の方が収納率が高いのであれば、料方式にしていくということも考

えられますが、これはまた別の機会に議論したいと思います。

【事務局】 確かに、この資料を見た限りでは、そのような分析ができてしまうということで、実は私たちも、この資料を作った時には驚いたわけですが、宇都宮市といたしましては、口座引き落としにより現年度分の滞納を作らないというように考えて、保険税だけでなく市税全般について加入の推進を図ろうとしている訳です。只今ご指摘をいただきましたように、口座振替以外の収納対策につきましても、どのように行うかにつきましては、他都市の状況も参考にしながら、これからも研究していく必要があるかと考えております。

【小林（睦）委員】 それでは、今まで口座振替を推進しますと言っておきながら、話が覆ってしまうのではないのでしょうか。資料には納税組合が21%とありますが、これは国保以外の税も含めて全国的になくなっていくわけです。そうしますと、あとは口座振替と自主納付しか残らないわけで、徴収嘱託員についても、本来は自主納付か口座振替になるわけで、払っていただけないから徴収に行くわけです。そういう意味では、口座振替をきちんと行っていくというのが流れなのではないのでしょうか。

【事務局】 言葉が足りなかったのかも知れませんが、今申し上げたとおり、基本的には口座振替を推進していった上で、その他に先進都市の例を参考にしながら、収納方法の研究も行っていきたいということです。

【議長】 それでは、これら資料に関する質問はとりあえずこのあたりまでといたしまして、諮問に関する協議に入らせていただきます。

前回の会議でご了解いただきましたとおり、今回は、事務局から「税率の試算案」について皆様にお示しした上で、それをもとに協議を行ないたいと存じます。

それでは、事務局に説明を求めます。

【事務局】 それでは、税率につきまして何通りか試算をいたしましたので、説明させていただきます。

始めに協議資料 1 - 1 , 試算にあたっての条件についてであります。まず , (1)の世帯数・被保険者数につきましては , 世帯数では毎年約 3,000 世帯 , 被保険者数では毎年約 5,200 人の増加で見込んでおります。所得割の基礎課税額につきましては , 平成 17 年度は国の経済見通し等を参考にしまして , 0.5%の伸びを見込んでおります。また , 平成 18 年度は税制改正により , 年金受給者の公的年金控除が 140 万円から 120 万円になることから , これについても見込んでおります。資産割では , 平成 17 年度では , 家屋の新築増加分で 1.5%の増 , 平成 18 年度では , 3 年に 1 度の評価替えにより 0.6%の減と見込んでおります。(2)の賦課限度額につきましては , 負担の公平性の観点から , 法定限度額である医療分 53 万円 , 介護分 8 万円としております。(3)の応能・応益割合につきましては , 法定割合が 50:50 であることと , 低所得者への配慮ということで , 7 割 5 割 2 割の軽減率が適用になりますことから , 応益割合 45%以上としております。(4)の資産割につきましては , 固定資産税との二重課税あるいは居住用など収益のない資産に対する課税などの問題があることや , 近年 , 大都市では廃止の傾向が見られることなどから , 医療分では 10%以上で 3 通り , 介護分では 0%を含めた 2 通りの試算案を用意しました。また , (5)の試算期間につきましては , 前期高齢者制度の導入 , 社会情勢から見て国保加入者の所得状況が不安定であること , 国における制度改革の状況が不透明なことなどから長期的な試算が非常に難しいため , 2 年間で試算しております。

以上の条件で試算した結果を協議資料 1 - 2 に示しておりますのでご覧ください。

まず医療分につきましては , A 案 , B 案 , C 案の 3 通りの試算を行っておりますが , いずれも応益割合を 45%以上 , 賦課限度額を 53 万円としております。A 案では平成 16 年度と比較しまして所得割が 8.3%で 0.3 ポイントの減 , 資産割が 22.0%で 2 / 3 となっており , 均等割が 27,000 円 , 平等割が 30,000 円でこれらを合わせた応益割合が 45%以上となっております。B 案では , 所得割が 8.7%で 0.1 ポイントの増 , 資産

割が 16.5% で 1 / 2 となっており，均等割，平等割は A 案と同額となっております。

C 案では所得割が 9.1% で 0.5 ポイントの増，資産割が 10.0% で 1 / 3 となっており，均等割，平等割はともに 28,000 円で，それぞれ 8,000 円，6,000 円の増となっております。その結果，軽減額については，平成 16 年度が一般・退職を合わせて約 6 億 2 千万円であるのに対し，A 案では平成 17 年度が一般・退職を合わせて約 10 億 8 千万円，平成 18 年度では約 11 億 1 千万円と 4 億円以上も多くなっております。この額につきましては，国・件・市による負担で補助がありますので，その分税率の上げ幅が抑えられております。その下に 1 世帯・1 人当たりの税額が載せてありますが，平成 16 年度では一般分が 1 世帯当たり 15 万 8 千円，1 人当たり 8 万 3 千円となっておりますが，A 案では 1 世帯当たり 16 万 4 千円で 6 千円の増，1 人当たり 8 万 7 千円で 4 千円の増となっており，退職分では平成 16 年度が 1 世帯当たり 23 万 1 千円，1 人当たり 10 万円であるのに対し，A 案では逆に 1 世帯当たり 22 万 5 千円で 6 千円の減，1 人当たり 9 万 7 千円で 3 千円の減となっております。B 案，C 案につきましても同様の傾向となっております。

次に介護分についてであります，これについても応益割合は 45% 以上としており，賦課限度額は法定限度額である 8 万円としており，資産割のあるものとないものの 2 通りの試算を行っております。まず A 案では，所得割が 2.6% で，平成 16 年度と比較して約 2 倍となっており，資産割は 3.0% で約半分となっております。また，均等割は 8,800 円，平等割は 6,800 円となっております。B 案につきましては，資産割がないということで，所得割が 3 倍近くになっております。均等割，平等割は A 案と同額となっております。その下にあります軽減額につきましては，平成 16 年度では一般，退職合わせて約 3 千 2 百万円ですが，A 案では平成 17 年度が合わせて約 8 千 7 百万円で 5 千 5 百万円増えております。これにつきましても，国・件・市による負担で補助があります。1 世帯・1 人当たりの税額につきましては，A 案では平成 17

年度が一般分，退職分ともに1世帯当たり約13,000円の増，1人当たりでは一般分，退職分ともに約1万円の増となっております。平成18年度につきましても同様な傾向となっております。また，B案につきましても同様の傾向となっております。

次に，協議資料1-3についてであります。これは平成17年度，18年度の歳入における税収と国庫補助金額の比較を示したものであります。まず，医療分につきましては，税額の中の滞納繰越分は，過去の実績に基づいて約9億5千万円と見込んだものであります。A案では，平成17年度は必要とする税収額が約140億円に対し，136億円となりますが，国庫補助金では必要な額が約8億円であるのに対し，約12億9千万円となっており，合計では約7千万円の剰余金ができることになります。同様に平成18年度では約7千万円の不足がでますが，2年間では約2千5百万円の余力があるということになります。また，B案では，同様に2年間で約4千7百万円の余力，C案では約8千8百万円の不足となりますが，これは，基金の残額で補えるということになります。

次に，介護分につきましても医療分と同様に，A案では，平成17年度には1億5千万円の剰余が，平成18年度には1億1千万円の赤字となりますが，2年間の合計で3千4百万円の余力があるということになります。B案でも同様に2千8百万円の余力ということになります。

次に，協議資料1-4についてであります。これはモデル世帯の区分別の税額の試算であります。縦軸には現行，A案，B案，C案による試算，横軸には～の世帯区分となっております。は加入者1人で所得が150万円，資産なしの世帯，は加入者2人で所得200万円，資産税額10万円の世帯，は加入者1人で所得33万円以下で資産なし，7割軽減該当の世帯，は加入者2人で所得57万5千円以下で資産なし，5割軽減該当の世帯となっております。なお，資産税額10万円については，宇都宮市の国保加入者の資産割課税額の平均が10万円であること，加入者2人

については、宇都宮市の1世帯当たりの平均が1.9人であることから2人としております。

まず、については、現行税額では142,600円ですが、A案では154,100円で11,500円の増、伸び率8.06%となります。では現行では238,600円ですが、A案では244,600円で6,000円の増、伸び率2.51%となっておりますが、このケースでは資産割の減の影響が出ております。、についてはそれぞれ軽減が7割、5割のケースですが、7割軽減の場合では300円の増、5割軽減の場合では4,100円の増となります、全体としては、2から8%の伸びとなります。同じようにB案、C案を見ますと、B案では、全体では2から11%の伸びとなりますが、で16,100円と少し大きな伸びとなります。C案では、傾向については同じですが、で2万円近い増となります。

次に、介護分についてですが、世帯区分につきましては、医療分と同じく分となっております。は現行では23,000円ですが、A案では46,000円と2倍になっており、B案では50,100円で27,100円の増となっております。についても、A案で31,000円ですが、B案では33,800円となり、の7割軽減対象ですと1,500円の増、では8,000から9,000円の増となります。全体では1.5から2倍の増となっております。

以上が、試算についての説明であります。

【議長】 事務局の説明が終わりました

只今の「税率の試算案」につきまして、ご意見、ご質問をお願いいたします。

【小林（睦）委員】 税率改正に当たっては、検討委員会からの報告書の中にもありましたが、賦課限度額については、このような状況の中では上げざるをえないということになるのですが、応能応益の割合について、この報告書の中では、基本的には50:50が良いということですが、55:45という率は、軽減額を拡充したいという意味のようにとれますが、なぜ50:50にしなかったのかということについて教えていただきたい。

次に、資産割については、二重課税の問題もあり、今回は良い機会だと思いますので、この際思い切って廃止してはいかがでしょうか。

それから、期間を2年で見るとということについては、状況から見て仕方がないのかもしれませんが、例えば介護分について、国は100%とってきますが、国保では滞納率を見込んで算定しなければならないので、そういった事実を市民に示さない限り、国の制度も変わっていかないのではないかと思います。国や市が行なっているものだから税金を注ぎ込んで良いという福祉的な意味で、ややもするととられがちですが、確かにそういった意味もありますが、基本的には保険税で賄うということなので、その辺のPRが必要だと思います。

この報告書の中にもあるとおり、病気になったから払えないというのでは、病気になったときのために制度があるということを否定することにもなります。ですから、滞納の事実を隠したまま税率を上げることには納得がいかないのです、その辺のところをぜひPRしていただきたい。

【議長】 只今の中で、制度に関する部分については答えられない部分もあるかと思いますが、答えられる範囲で結構ですので、お願いします。

【事務局】 まず、一点目につきましては、国では50：50ということですが、宇都宮市の場合は現在64：36でありますので、50：50にいたしますと、応益割の部分がかなり上がってしまい、負担が大きくなってしまいうことで、まず、第一段階として、軽減が7割、5割、2割の適用が受けられるように設定をいたしました。

資産割につきましても、宇都宮市では現在33%となっておりますが、平成16年度の医療分賦課額におきましては約25億円を占めており、これをゼロにいたしますと、その部分が所得割などの部分にかかってしまい、あまり急激に高くすると納税者に負担がかかってしまうため、段階的という意味で試算案に示してあります。

それから、滞納状況についてのPRにつきましては、国民健康保険というものは相

互扶助の中で、加入すると権利と義務が生じるわけで、医療を受けると給付が受けられる一方、保険税を支払う義務が生じるということで、その辺のところも周知に努めていくということが収納率の向上にもつながるものと考えておりますので、取り組みを強化していきたいと考えております。

【小林（睦）委員】 保険税の急激な引上げは、確かにいろいろな意味で問題があると思います。国の制度とはいえ、資産割については、私はおかしいと思います。今までは取れるところから取るということだったので、それが 25 億円あったからといって、それだけでは理由にはなりません。今回はこの率だけでも、将来的にはゼロにするという、市としての方針を出してもらいたいと思います。

それから、50：50 のことについては、確かに上がってはしまいますが、保険である以上最低限のものは払っていただかなければならないので、それがなければ保険という言葉が成り立たないと思います。福祉で全てを行なうというのであれば話は別ですが、誰でも病気になる可能性はあるわけなので、逆にいうと今まで 50：50 になっていなかったことが問題なのです。こういうときだからこそ正しいところに戻していった上で、滞納の事実もしっかりと示した上でやっていただきたい。この 50：50 と資産割の見直しについて、今回は下がりましたが、今後の方向性について示していただきたい。

【事務局】 只今ご指摘のありましたとおり、資産割につきましてはいろいろな課題があり、何年も前からこの運営協議会や議会でもいろいろとご指摘をいただいていたところですが、今まで資産割を減らすという動きがとれなかった理由の一つには、先ほどの説明のとおり、応能割と応益割の比率を一定にしておけば、資産割を減らした分を所得割にもっていかなければならないというジレンマがありまして、そのままできてしまったというのが事実でございます。今回いわゆる軽減率の変更という大きな素材があった中で、応能割と応益割の比率を変えていくのを機会に資産割を見直していくと

ということで、今回はゼロにはいたしませんでしたけれども、 $1/2$ や $1/3$ の例を示したところでございます。

将来的にはどうなのかというお話ですが、当然のことながら、次の機会には、財政の状況を見ながら、運営協議会の中で十分にご検討いただく内容ではございますが、方向性としては、ここで見直しに踏み切ったということで、やはり資産割そのものを根本的に見直していく必要があるかと考えております。

また、 $50:50$ の問題も同じような考えでございまして、基本的には $50:50$ にはなっておりますが、応益割合が 50% を超えていけば同じ軽減率を使えるということになれば、均等割を比較的低くして、所得割や資産割のほうで負担していただけてきたということでございまして、これを機会にということではなく、将来においては $50:50$ が良いか、あるいは逆に応能割を高くしたほうが良いか研究していきたいと考えており、運営協議会でもご協議いただければと思います。

【議長】 他には何かありますか。

【増淵委員】 同じような話になってしまいますが、今まで資産割についての問題を提起してきたわけですが、社会情勢から見ても、資産の下落傾向ということで、自営業者なども苦しい経営を強いられており、資産の二重課税ということで、廃止した方が良いという意見を申し上げてきたところです。収入がなくとも資産があるがために保険税が 33% かかっていることを考えますと、所得のない方への課税ということについては考えていただきたい。

【荒川委員】 今回の諮問にあたって、また、検討委員会で議論していただいて一つの形になったわけですが、税率を改正しなければならぬ大きな理由は、国が前期高齢者制度などを設けて、その関係でお金が足りなくなってしまうということが一つ、それから介護保険の2号被保険者の保険料以上に大きな負担を求めまして、それは無条件で国保が負担しなければならないわけで、やはりこういう国のやり方との関係で、

宇都宮市の国保の危機が起きてきたわけです。そういう点では、私もいろいろ試算してみましたけれども、そういう制度改正の歪みを宇都宮市の国保に押し付けなければ、あと2年や3年は中核市の中でも2番目に高い保険料を負担してきた中で、貯めこんできたお金が約25億円あって、それを少しずつでも取り崩してやって行けた。それなのに、そういうものが国のやり方のまずさから宇都宮市の国保に負担として押し付けられてくるという点では、このような引き上げはとても納得できないと考えます。前回、篠崎委員が、当運営協議会から考えれば税率を上げるしかないのではないかという意見がありましたが、国の国保行政に大きな問題があって出てきているのだという点では、国に対してもきちんと意見も言うし、それにふさわしい国の負担も求めていくというのは、宇都宮市の運営協議会でも必要ではないかと思えます。

そういうわけで、国保に対する国の負担を減らしてきて、その分が宇都宮市と国保の加入者に思い負担となってきたという状況となっております。そこで一つ伺いますが、国の国保に対する負担というのは、1984年には全体の45%でありましたが、今は、私に言わせれば38.5%で、これは事務局の考え方とは違うかもしれませんが、もしこれが45%で負担してもらえれば、宇都宮市の今の試算ではいくらになりますか。

次に、先ほど滞納の問題もありましたけれども、中にはお金があるのに払わない人もいるかとは思いますが、多くの方は払いたくても払えない、今、お話ししたように国が負担を減らしたために保険税を上げてきたという状況があるわけです。どれだけこの税負担が高いかを比較するために調べてきましたが、宇都宮市職員の平均43.3歳で、妻と子供2人の場合、医療分が1年間で17万円、介護分で19,160円となっております。年収670万円が平均ですから、これを現在の国保税でこの額に匹敵する所得は200万円になっています。そういった点では、賦課限度額はもっと上げてもいいと思います。例えば、何千万円所得があっても53万円で頭打ちということでは、負担の公平さという点では低すぎると思いますが、これも国の制度でそうなっている

わけで、やはり実態に合っていないということも答申には盛り込んでいただきたいと思います。ですから、賦課限度額の引き上げについては、私は賛成です。

次に、応能応益割合についてですが、これは小林睦男委員とは逆で、50：50にするというのは、今のやり方のように応能割合の高いほうが低所得者には助かります。これを55：45にすると、所得の多い人は頭打ちという中で、軽減を受けない低所得者に負担が重くのしかかってくるので、ますます払えなくなってしまうというわけで、これについては反対です。

次に、資産割については合併の関係もあり、場合によっては現行のまま続けて、新しい市の形や国の検討を見た上で考えても良いのではないかと思います。

次に、収納率の問題についてですが、これはそもそも保険税の収入総額を出す際に100%の額をここに示しているわけではなく、滞納分を差し引いて出しているわけですから。そういう中で83.5%と収納率が変わらないままでこの試算を出していますが、あと3～4%上げればもっと率を低くできるのに、そのまま数字を出すのはおかしいと思います。

最後に、先ほどの一般会計のその他分の繰り入れの資料の関係で、試算には、この繰り入れは見込んでいるのでしょうか。私は、結論から言えば、国の制度改革まで、この2年間は一般会計から繰り入れてでも乗り切るべきだと考えています。

【議長】 現行制度の中で考えなければならないわけで、制度改革までは難しいと思います。今の質問について、答えられる部分で結構ですのでお願いします。

【事務局】 一点目の、国の補助が45%から38.5%くらいになっているので、どのくらいの差になっているかという点ですが、今、保険給付費が年間で220億円くらいですので、これに差の7%を掛けてみますと、15～16億円の差が出ることになります。

それから、収納率を83.5%でみているという点についてですが、これにつきまして、平成15年度決算の収納率に若干の上昇をみまして、その調定額に対しまして確

実に得られる収入額という意味で、この額を試算いたしました。

【議長】 過去の経験値をもとにということですね。

一般会計の繰り入れについてはどうでしょうか。

【事務局】 一般会計の繰り入れをどの程度みたかということにつきましては、現在の制度で試算しております。

【荒川委員】 足りない 15 億円くらいを国がきちんと手当してくれれば、保険税を上げなくてすむわけで、国の責任は大きいと感じています。

今の話では、一般会計からの財政負担は現行の 1 億円ということで、そういう点では、まさに現在の国保は非常事態となっているわけです。

この前、中田功委員も言われたように、いただいた参考書の中にも、国保は社会保障であるということで、税を引き上げるのではなく、一般会計から 10 億円程度の繰り入れを行なっているところもあるので、まずは、一般会計からの繰り入れがどのくらいできるのかということ、まず、決意を固めて、それに基づいて少しでも加入者の負担を軽くするということを含めた税率改正を行っていただきたい。とても 1 億円程度の繰り入れでは、国保制度が崩壊してしまうだけだと申し上げたい。

【議長】 だいぶ時間もたちましたが、本日の資料をお持ち帰りいただき、次回も継続してご協議いただきたいと思います。

つきましては、当運営協議会では、市長からの諮問に対しまして答申をするという目的のもとに協議を行っておりますので、次回は答申書に盛り込むためのご意見も併せてお願いいたします。

それでは次に、「その他」に移りますが、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

(委員からは何も発言なし)

【議長】 事務局からは、何かありますか。

【事務局】 次回の会議は9月2日木曜日の午後2時30分から16中会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長】 他には何かありますか。

特にないようですので、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長い時間熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。

【事務局】 本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員